

第1号議案

平成29年4月12日
試 験 課

平成29年度障害者を対象とする東京消防庁職員Ⅲ類採用選考の
権限の委任並びに基準及び方法の承認について

平成29年4月6日付、28人第1776号により消防総監から申請のあったこのことについて、申請のとおり権限を委任し、基準及び方法を承認する。

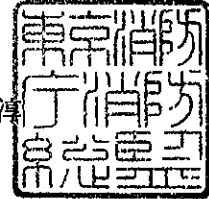
項 目	内 容								
1 概 要	平成29年度障害者を対象とする東京消防庁職員Ⅲ類採用選考について、職員の競争試験及び選考の委任に関する規則第4条に基づき消防総監に委任し、同規則第5条第1項の規定に基づき基準及び方法を承認する。								
2 委任理由	<p>1 募集段階から東京消防庁で独自の募集活動を行うことにより、東京消防庁に理解のある有用な人材を確保できる。</p> <p>2 第1次選考、第2次選考の評定等独自の視点で選考が実施でき、東京消防庁に適した人材が確保できる。</p> <p>3 採用を計画的に責任を持って実施することは、東京消防庁にとって組織人事管理上からも好ましく、職員全体のモラルの向上に寄与する。</p>								
3 受験資格 及 び 選考方法	<table border="1" data-bbox="379 824 1401 1413"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 824 627 880">区 分</th> <th data-bbox="627 824 1401 880">Ⅲ類事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 880 627 1196">主な受験資格</td> <td data-bbox="627 880 1401 1196"> 18歳以上40歳未満で、以下のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている人 ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人 ・児童相談所等により知的障害者であると判定された人 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1196 627 1305">第1次選考</td> <td data-bbox="627 1196 1401 1305"> <ul style="list-style-type: none"> ・教養試験 ・作 文 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1305 627 1413">第2次選考</td> <td data-bbox="627 1305 1401 1413"> <ul style="list-style-type: none"> ・口述試験（個別面接） ・身体検査 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="427 1424 1043 1458">(注) 受験資格の年齢は、平成30年4月1日現在</p>	区 分	Ⅲ類事務	主な受験資格	18歳以上40歳未満で、以下のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている人 ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人 ・児童相談所等により知的障害者であると判定された人 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 	第1次選考	<ul style="list-style-type: none"> ・教養試験 ・作 文 	第2次選考	<ul style="list-style-type: none"> ・口述試験（個別面接） ・身体検査
区 分	Ⅲ類事務								
主な受験資格	18歳以上40歳未満で、以下のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている人 ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人 ・児童相談所等により知的障害者であると判定された人 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 								
第1次選考	<ul style="list-style-type: none"> ・教養試験 ・作 文 								
第2次選考	<ul style="list-style-type: none"> ・口述試験（個別面接） ・身体検査 								
4 採用予定数	<p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="395 1525 1321 1637"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="395 1525 730 1581">選考区分</th> <th data-bbox="730 1525 1007 1581">29年度予定数</th> <th data-bbox="1007 1525 1321 1581">対前年増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 1581 555 1637">Ⅲ 類</td> <td data-bbox="555 1581 730 1637">事 務</td> <td data-bbox="730 1581 1007 1637">2名</td> <td data-bbox="1007 1581 1321 1637">±0</td> </tr> </tbody> </table>	選考区分		29年度予定数	対前年増減	Ⅲ 類	事 務	2名	±0
選考区分		29年度予定数	対前年増減						
Ⅲ 類	事 務	2名	±0						
5 選 考 日	<table border="1" data-bbox="395 1749 1401 1877"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 1749 643 1805">第1次選考日</th> <th data-bbox="643 1749 906 1805">第1次合格発表日</th> <th data-bbox="906 1749 1145 1805">第2次選考日</th> <th data-bbox="1145 1749 1401 1805">最終合格発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 1805 643 1877"><u>9月10日(日)</u></td> <td data-bbox="643 1805 906 1877">10月4日(水)</td> <td data-bbox="906 1805 1145 1877">10月18日(水)</td> <td data-bbox="1145 1805 1401 1877">11月28日(火)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="395 1888 914 1921">(注1) <u>下線部分</u>は人事委員会と同一日。</p> <p data-bbox="395 1933 1026 1966">(注2) 選考会場は東京消防庁本部庁舎等を予定。</p>	第1次選考日	第1次合格発表日	第2次選考日	最終合格発表	<u>9月10日(日)</u>	10月4日(水)	10月18日(水)	11月28日(火)
第1次選考日	第1次合格発表日	第2次選考日	最終合格発表						
<u>9月10日(日)</u>	10月4日(水)	10月18日(水)	11月28日(火)						



28 人 第 1 7 7 6 号
平成 2 9 年 4 月 6 日

東京都人事委員会
委員長 青山 侑 殿

東京消防庁
消防総監 高 橋 淳



平成 2 9 年度障害者を対象とする東京消防庁職員Ⅲ類採用選考の実施に関する権限の委任並びに基準及び方法の承認について（申請）

このことについて、東京消防庁職員Ⅲ類採用選考を実施したいので、別紙のとおり、職員の競争試験及び選考の委任に関する規則第 4 条の規定に基づく選考に関する権限の委任並びに同規則第 5 条第 1 項の規定に基づく選考の基準及び方法について、御承認を願いたく申請いたします。

問合せ先

（人事部人事課採用係 亀山 藤田
電話 03-3212-2111 内線 3162 3166）



別紙

平成29年度障害者を対象とする東京消防庁職員Ⅲ類採用選考の実施に関する権限の委任並びに基準及び方法

第1 権限の委任

1 委任を受けたい種類及び職種

(1) 選考の種類

障害者を対象とする東京消防庁職員Ⅲ類採用選考

(2) 対象職種

事務

2 採用又は昇任の別

採用

3 委任を受けたい理由

- (1) 募集段階から当庁において募集活動を行うことにより、当庁の業務に理解を有する受験者の応募が期待でき、ひいては、当庁の業務に理解のある有用な人材を確保できる。
- (2) 業務内容に当庁特有の独自性、専門性が求められており、当庁独自の視点で採用選考を実施することにより、当庁に適した人材を確保できる。
- (3) 採用を計画的に実施することにより、人材育成の面からも好ましい影響が生じ、より適正な人事管理と職員全体のモラルの向上を図ることができる。

第2 選考の実施計画等

1 選考日程及び場所

第一次選考日	第一次選考合格発表日	第二次選考日	最終合格発表日
9月10日(日)	10月4日(水)	10月18日(水)	11月28日(火)

2 採用予定者数

2名

3 受験者見込数

20名程度

4 選考の実施方法

- (1) 実施計画に基づき実施し、選考終了後に結果を報告する。
- (2) 原則として、募集広報活動は当庁において実施する。
- (3) 第一次選考の教養試験については、東京都と同一問題を使用し、作文課題については当庁が独自作成したものを使用する。
- (4) 第一次選考日を東京都と同一日程とし、以後の日程は当庁の事務事業計画に基づき、独自の日程で実施する。

5 受験資格

昭和53年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、以下のいずれかに該当する人

- ・身体障害者手帳の交付を受けている人
- ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人
- ・児童相談所等により知的障害者であると判定された人
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

6 選考の種類及び方法

(1) 第一次選考

- ア 教養試験
- イ 作文試験

(2) 第二次選考

- ア 口述試験
- イ 身体検査

7 合格決定の基準

第一次選考、第二次選考及び受験資格の確認の結果を総合して決定する。

○職員の競争試験及び選考の委任に関する規則

昭和28年1月13日
人事委員会規則第3号

(この規則の目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第3項及び第5項の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する事務職員を含む。)の競争試験(以下「試験」という。)及び選考の委任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(昭31人委規則3・平17人委規則10・一部改正)

(試験の委任)

第2条 東京都人事委員会(以下「人事委員会」という。)は、特定の試験の全部又は一部を都の他の機関に委任することができる。

(試験の承認及び報告)

第3条 試験を委任された機関は、各試験ごとにその実施計画について、あらかじめ人事委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の機関は、その試験の結果について人事委員会に報告しなければならない。

(選考の委任)

第4条 人事委員会は、選考を都の他の機関又は人事委員会の事務局長に委任することができる。

(昭45人委規則12・一部改正)

(選考の承認及び報告)

第5条 選考を委任された機関は、その選考の基準及び方法についてあらかじめ人事委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の機関は、その選考の結果について人事委員会に報告しなければならない。

(この規則の実施に関し必要な事項)

第6条 此の規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和27年12月13日から適用する。

付 則(昭和31年人委規則第3号)

この規則は、昭和31年10月1日から施行する。

附 則(昭和45年人委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年9月3日から適用する。

附 則(平成17年人委規則第10号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。